

令和3年度 山口市立湯田中学校 部活動運営方針

本部活動運営方針は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、山口市教育委員会の「山口市立学校の部活動方針」に則り、策定したものである。

部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止および体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。また、地域に愛される部活動をめざし、積極的に地域貢献に努める。

1 部活動のねらい

- (1) 本校の教育目標に沿った活動を通して、体力や技術の向上を図るとともに、感性や情操の涵養に資するなど、豊かな心をもった人間形成に努める。
- (2) 異年齢の交流の中で、生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図る。
- (3) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。

2 運営方針

- (1) 推進体制について
 - ① 顧問、学級担任、保護者等が連携し、円滑な運営を心がける。
 - ② 部活動懇談会を開催し、保護者と顧問による円滑な運営について共通理解を図る。
 - ③ 部活動全体の推進を図るため、校内に部活動担当を配置する。
- (2) 活動について
 - ① 各部の活動方針、活動計画に沿って、計画的に活動する。月ごとの活動計画は概ね翌月が始まる2週間前までに作成し、管理職に提出するとともに、生徒および保護者等に周知する。
 - ② 原則として、部活動顧問・部活動指導員が活動場所について指導にあたる。
(出張等で顧問が不在の場合は、責任の所在をはっきりさせる。)
 - ③ 安全管理には十分留意した活動を行うとともに、けが等が発生した場合は、速やかに処置を行い、養護教諭等と連携を図り、適切に対応する。
 - ④ 使用する設備の点検および整頓、清掃、施錠等は顧問が責任をもって行う。
 - ⑤ 活動場所、荷物の保管場所および校外での練習の際の移動手段については別に定める。
- (3) 休養日について
 - ① 休養日は、各部ごとに練習場所や大会日程等を勘案して設定し、可能な限り、保護者にあらかじめ年間の休養日を示す。
 - ② 学期中は原則として、週2日以上以上の休養日を設定する。平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ③ 長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間を設ける。学校閉庁日は原則として活動しない。
 - ④ 「家庭の日」である第3日曜日は、原則として活動しない。
 - ⑤ 職員会議等で全教職員が部活動につくことができない日は、部活動を実施しない。
 - ⑥ 大会(中体連主催、中文連主催、それに準ずる)前週の週末はこの限りではないが、連続6日以上以上の練習は行わないよう努める。
- (4) 活動時間について
 - ① 1日の活動時間は、原則として、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末および長期休業)は3時間程度とする。また、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - ② 朝練習、大会やコンクール前の延長練習は行わない。
 - ③ 練習試合や大会、コンクール等の当日については、2(4)①の限りではないが、その場合は、他の日に休養日を振り替える等、十分な休養が確保できるように努める。
 - ④ 活動終了時刻は季節ごとに別に定める。